いただいたご質問への回答【令和７年度大阪府「健活 10」広報事業企画運営業務】

	質問	回答	回答日
1	これまで（直近）のプロモーションの振り返りとして、実施後の反響（効果があった点や、期待していたよりも府民の反応が得られなかった点等）をお聞かせください。	健活10公式YouTubeの再生回数や健活10公式SNSのいいね数等を見ると、「健活10ソング」関連のPRは反響があったと考えています。一方で、健活10公式YouTubeに掲載している「健活10ソング」以外をテーマとした動画については、再生回数が1,000回未満のものもあり、反響や広がりが小さかったと考えています。	2024/6/5
2	本業務と並行して、貴府として、今年度「健活１０」の公式サイトの更新や公式SNSを活用したプロモーション等を検討されていますでしょうか。開示できる範囲で、施策・時期等をご教示ください。	「健活10ポータルサイト」や「健活10公式X・TikTok・YouTube・Instagram」については、常に新たな情報を更新・投稿している状況です。また、現在、ARを活用したフォトフレームコンテンツを制作中であり、夏頃、完成予定です。そのほか、現時点では、本事業（令和７年度大阪府「健活 10」広報事業企画運営業務）に類似した新たなプロモーション事業の予定はありません。	2024/6/5
3	企画提案公募要領（P７）「（４）審査基準の審査項目　業務遂行能力」について、「発注者との協議のほか有識者への取材等を通じて…（略）」とございますが、「有識者」とは、貴府が「健活１０」を推進するにあたり、継続して依頼もしくは協力を得ているご指定の有識者を指し示しておらますでしょうか。その場合、正式に受託事業者となった以降をイメージした提案をする認識でお間違いないでしょうか。 　もしくは、提案段階で、弊社独自で企画・提案内容について、有識者を選定し、知見を反映したものを提示することを指し示しておりますでしょうか。	審査基準の審査項目「業務遂行能力」は、業務を適正かつ確実に実施する能力等を有するかどうかを審査するものです。提案段階で、健康づくりに関する高度な専門知識の有無を提案者に求めてはおりません。 ただし、受注後は、積極的な有識者への取材等、様々な手法により、健康づくり等に対する理解を深めていただくよう、お願いします。 あくまでも、本事業をより効果的なものにするため、十分に検討いただける体制・能力等を有しているかどうかという観点で、「業務遂行能力」を審査します。 なお、有識者への取材の進め方等については、受注後、事業内容が具体的に決まり次第、必要に応じ発注者と協議することとし、提案段階で有識者名や有識者の知見を反映した内容をお示しいただく必要はありません。	2024/6/5
4	インフルエンサーが登場する動画について、貴府の公式SNSやウェブサイトへ掲載することは、本件のプロモーションとして必須でしょうか。また、必須である場合、公式SNS・ウェブサイト以外に掲載する予定はありますか。 （掲載する（または検討している）媒体・場所等を可能な範囲ご教示ください）	インフルエンサーが登場する動画について、契約期間内においては、発注者のホームページ、健康づくり課公式SNS、健活１０ポータルサイト等へ掲載することを必須としています。ただし、健康づくり課が管理しているSNSやウェブサイト以外への掲載予定はありません。	2024/6/5
5	仕様書にもご記載いただいております「大阪府政策マーケティング・リサーチ2024「健康意識」に関するアンケート」　の調査結果についてですが、オープンデータとしてご提供いただいている「単純集計表」「クロス集計表」「質問票」の他に、本業務ターゲットの健康や健活10への意識等をより詳細に把握したいため、回答のローデータをご提供いただくことは可能でしょうか。	「大阪府政策マーケティング・リサーチ2024「健康意識」に関するアンケート」の調査結果については、現在、大阪府のホームページで公開しているデータが、ご提供できるデータのすべてになりますので、ローデータの提供はできません。	2024/6/5
6	提出物である「サ 障害者雇用状況報告書の写し」について、弊社事務へ確認しますと、6月16日までの提出期間の場合、「令和6年度」分であれば提出可能なのですが、問題ございませんでしょうか。	公募要領の審査基準に記載のとおり、障がい者雇用の審査は、令和７年６月１日時点にて行います。	2024/6/5
7	仕様書P2(1)①配信スケジュール（想定）について、提案内容によっては、第1回と第2回の発信項目が入れ替わることなどは問題ないでしょうか？	第１回と第２回の発信項目の入れ替えは不可です。	2024/6/5

いただいたご質問への回答【令和７年度大阪府「健活 10」広報事業企画運営業務】

	質問	回答	回答日
8	仕様書 P4「(3)アカウントの監視・運用」に関して、発注者所有のアカウントを使用した場合、本件以外の管理運用の対応は事業外の認識で相違ないでしょうか？	仕様書P4の「(3)アカウントの監視・運用」に記載とおり、発注者所有のアカウントの使用について、本事業に関連しない管理運用の対応は、事業範囲に含まないものとします。	2024/6/5
9	仕様書 5 （１） 「有名インフルエンサー」の定義について、いわゆるインフルエンサーに限らず、広義で捉えてよいでしょうか（芸能人、アスリート等）	健活10プロモーションについては、芸能人やアスリートを起用した動画が既に複数あり、PR活動を継続して行っているところです。芸能人やアスリートの起用によるプロモーション効果は一定の成果があると考えていますが、本事業においては、今までアプローチが難しかった若年層をターゲットにするなど、新しいプロモーションの方策を想定しておりますので、その趣旨に沿ったインフルエンサーをご提案ください。	2024/6/5
10	仕様書P2 ◆主なターゲット層 ターゲットは、10歳代～20歳代とのことですが、学生や社会人のどちらを重視したいなどございますでしょうか。	学生と社会人のどちらを重視するかについては、優先順位はつけておらず、両者に効果的な手法の提案をお願いします。学生と社会人の効果的な周知の手法が異なる場合は、複数の動画を作成する等、両者への啓発が効果的となるような提案としてください。	2024/6/5
11	仕様書P2 ①配信スケジュール（第2回） 「おおさかEXPOヘルシーメニューを絡めた内容」とありますが、既にあるレシピを踏襲せず、新しいメニューを考案する形でもよろしいでしょうか。	新しいメニューを考案いただくことは構いませんが、考案する場合は、「おおさかEXPOヘルシーメニュー」の基準を満たしたメニューを考案するようにしてください。（以下のリンクを参考にしてください。） 【著名人考案 おおさかEXPOヘルシーメニューチラシ】 https://kenkatsu10.jp/wp-content/themes/kenkatsu10/assets/images/shokuiku/expohealthymenu.pdf 【おおさかEXPOヘルシーメニューコンテストレシピブック】 https://kenkatsu10.jp/wp-content/themes/kenkatsu10/assets/images/shokuiku/shokuiku_expomenu_recipe.pdf なお、現時点で公開しているメニュー数は、チラシ及びレシピブック等に掲載している約50メニューです。（既存のメニューを活用した発信内容でも可とします。）	2024/6/5
12	仕様書P3 (イ)インフルエンサーの起用 「大阪・関西にゆかりのあるインフルエンサー」とありますが、どこまでが「ゆかりのある」に含まれますでしょうか。	本事業を大阪府が実施していることに鑑み、大阪府民の視聴等が見込まれ、大阪府民が興味・関心・親しみを持てるインフルエンサーを起用してください。なお、大阪・関西の出身又は在住のインフルエンサーに限るという趣旨ではありません。	2024/6/5
13	仕様書P3 (ウ)動画等の制作・発信 「契約期間内においては、発注者のホームページ、SNS、健活１０ポータルサイト等での発信も予定している」とのことですが、大阪府様が広告に本動画を二次利用されることは想定せずともよろしいでしょうか。	仕様書に記載のとおり、インフルエンサー自身による発信（インフルエンサーが自身のアカウント等に掲載等）に加え、契約期間内においては、インフルエンサーが出演したり制作した動画についても、発注者のホームページ、健康づくり課公式SNS、健活10ポータルサイト等での発信を予定しています。	2024/6/5
14	仕様書P2 ◆主なターゲット層 昨年の調査結果に含まれていた調査対象が18歳からでしたが、17歳以下は今回のターゲットに含まれますでしょうか。	「大阪府政策マーケティング・リサーチ2024「健康意識」に関するアンケート」については、調査の性質上、調査対象者が18歳以上となっておりますが、仕様書P2「５◆主なターゲット層」に記載のとおり、10歳代～20歳代等の若年層の男女をターゲットとした事業です。そのため、17歳以下も本事業のPRの対象に含みます。	2024/6/5

いただいたご質問への回答【令和７年度大阪府「健活 10」広報事業企画運営業務】

	質問	回答	回答日
15	仕様書P4 （２）「健活１０」を周知・PR する WEB イベントの企画・実施 個人情報を扱うような企画を提案することは可能でしょうか。もし、可能な場合は、大阪府様の本件における規定をご提示いただけますでしょうか。	必要最小限の範囲で、個人情報を扱う企画を提案いただくことも可能です。具体的な事業の進め方は、受注後に発注者と協議することとし、個人情報の取扱いについては契約締結時の契約書等で定めます。 大阪府が定める契約書のひな型を大阪府ホームページに掲載していますので、参考にしてください。 https://www.pref.osaka.lg.jp/o040100/keiyaku_2/e-nyuusatsu/e-keiyaku.html なお、昨年度、健康づくり課が実施した、SNSを活用したキャンペーンの事例がありますので、参考にしてください。 【参考：豪華景品が当たる！ポップな健活10ソングで踊ろう！「『自分史上最高〈G.O.A.T.〉の明日へ』踊ってみたコンテスト2025」を開催します】※下記URLの公開は2026年2月まで https://www.pref.osaka.lg.jp/hodo/fumin/o100070/prs_51145.html	2024/6/5
16	仕様書P3 (ウ)動画等の制作・発信 「 本業務により制作した動画については、インフルエンサー自身による発信（インフルエンサーが自身のアカウント等に掲載等）に加え、契約期間内においては、発注者のホームページ、SNS、健活１０ポータルサイト等での発信も予定している」とありますが、その場合の受注者側での対応はございますでしょうか。	仕様書に記載の「発注者のホームページ、SNS、健活10ポータルサイト等での発信」については、発信が円滑に進むよう、受注者において素材の提供や各所への調整等を確実に行ってください。ただし、発注者のホームページ、健康づくり課公式SNS、健活１０ポータルサイト等への投稿作業は、発注者にて行います。	2024/6/5